富士河口湖町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)			
	(28年1月1日)	A		В	B/A	26年度の人件費率			
27年度	人	千円	千円	千円	%	%			
	26,528	1,165,051	681,683	1,536,409	13.2	13.8			

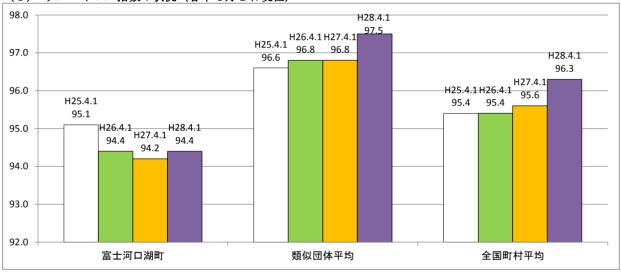
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数		給	与 費	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
27年度	人	千円	千円	千円	千円
	195	692,259	55,932	252,287	1,000,478

(参考)一人当たり	(参考)26年度平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
5,131	5,070

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な (2年間) 給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

			人事委員会の	勧告			(参考)
区	分	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	給与改定率	国の改定率
206	F度	円	円	円	%	%	9/
201	十戊			(%)		0.17	0.17

⁽注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給(期末・勤勉手当)

			人事委員会の	勧告		
区	分	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	年間支給月数
274	年度	月	月	月	月	月
2/1	十尺					4.30

(;	参考) 国の年間 支給月数	
		月
		л

%

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給与表の見直し

〔実施 未実施〕

実施内容

給与表の適用実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給与表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。 他の給与表については、一般行政職との均衡を踏まえ、見直しを実施。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

⁽注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び動勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
富士河口湖町	41.4 歳	307,849 円	341,409 円	329,242 円
山梨県	43.2 歳	336,665 円	416,160 円	375,388 円
玉	43.6 歳	331,816 円	- 円	410,984 円
類似団体	41.7 歳	309,814 円	374,408 円	343,774 円

②技能労務職

			公 務 員					民 間		
区分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
富	士河口湖町	54.7 歳	10 人	250,620 円	260,329 円	258,340 円	_	_	-	_
	うち給食調理員	55.0 歳	3 人	257,300 円	249,000 円	249,000 円	調理士	44.2 歳	281,900 円	0.883
	うち清掃職員	54.0 歳	1 人	283,600 円	283,600 円	283,600 円	廃棄物処理業従業員	45.3 歳	290,300 円	0.977
	うち自動車運転手	54.5 歳	2 人	273,800 円	283,350 円	278,900 円	白家用乗用白動車運転手	64.3 歳	214,400 円	1.277
	山梨県	51.3 歳	116 人	350,041 円	398,661	376,438 円	_	_	-	_
	国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	_	329,358 円	_	_	-	_
	類似団体	50.5 歳	10 人	298,826 円	329,060 円	318,116 円	_	İ	_	_

	参 考					
区 分	年収	マベース(試算値)の比較				
	公務員(C)	民間(D)	C/D			
富士河口湖町	ĺ	ĺ	_			
うち給食調理員	4,247,960 円	3,730,500 円	1.14			
うち清掃職員	4,750,197 円	3,968,100 円	1.20			
うち自動車運転手	4,606,146 円	2,706,700 円	1.70			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23~25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された

期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 2 8 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区	分	富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	151,500 円	_
	中学卒	134,000 円	134,000 円	_
看護•保健職	大 学 卒	203,500 円	212,100 円	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

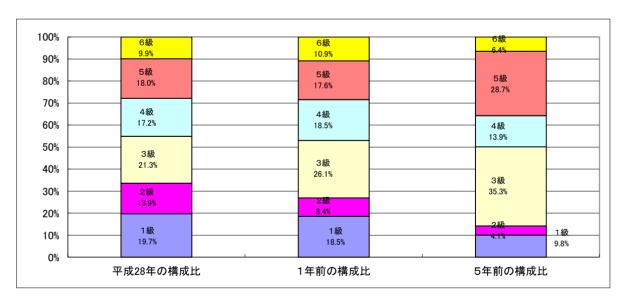
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	241,200 円	347,000 円	367,000 円	393,400 円
	高 校 卒	- 円	294,000 円	353,800 円	390,500 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	270,700 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
看護•保健職	大 学 卒	- 円	317,900 円	- 円	354,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(28年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1	級	主事•主事補	人	%	円	円
1	形义	土 尹 •土尹佣	24	19.7	140,100	246,100
9	級	主任	人	%	円	円
2	形汉	土性	17	13.9	190,200	303,000
3	級	係長・主査	人	%	円	円
	5 极 1余		26	21.3	226,400	348,800
1	級	課長・課長補佐・主幹・副主幹	人	%	円	円
4	/I)X		21	17.2	259,900	379,800
5	級	課長・課長補佐・主幹	人	%	円	円
	/B/X	₩X ₩X Ⅲ户 工杆	22	18.0	286,200	391,800
6	級	課長	人	%	円	円
U	/024	HV TX	12	9.9	317,000	409,000

- (注) 1 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平月	成28年4月2日から平成29年4月1日	富士河	口湖町		五
まっ	でにおける運用	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
1	人事評価を実施した			0	0
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用			0	0
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用				
П	人事評価を実施していない	0	0		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1/ /9// 1 - 39//	, <u> </u>						
富士河	可口湖町	Щ	梨県	国			
1人当たり平均支給額(27	年度)	1人当たり平均支給額(27	年度)	_			
	1,449 千円		1,570 千円				
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)		(27年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉	手当		
2.60 月分	1.60 月分	2.55 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分		
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分 (0.75)月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等に 役職加算5~15%	こよる加算措置	職制上の段階、職務の級等は ・役職加算5~20%	こよる加算措置 ・管理職加算10~25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への勤務成績の反映状況

	平成28年度中における運用	富士河	口湖町		玉
	平成20年及中における連用	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ	人事評価を実施した			0	0
	標準に加え、上位及び下位の成績率も通			0	0
	標準に加え、上位の成績率も適用				
	標準に加え、下位の成績率も適用				
	標準の成績率のみ適用				
口	人事評価を実施していない	0	0		

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

	富士	河口湖町				国						
(支給率)	自己都合		勧奨•定年		(支給率)	自己都合		勧奨·定年	Ξ			
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分			
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分			
勤続35年	41.325	月分	49.59	月分	勤続35年	41.325	月分	49.59	月分			
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分			
その他の加算措置	Ĺ				その他の加算措置							
•定年前早期退職	特例措置(2~2	20%)			•定年前早期退職	特例措置(2~4 3	5%)					
1人当たり平均支給	額		16,174 千	円								

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支		給		実		績		(27	,	年	度	決		算)	20,434 千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支	給	年 額	(27	年	度	決	算)	173 千円
支		給		実		績		(26	;	年	度	決		算)	24,255 千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支	給	年 額	(26	年	度	決	算)	130 千円

(6) その他の手当(28年4月1日現在)

<u>ル その</u> 他のチョ	(20年4月1日)	九1工/				
手 当 名	内容及び支給単	価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
	配偶者	13,000円				(=: 1) (51)
		6,500円				
扶養手当	(配偶者がいない場合) 1人目	11,000円	同		17,412千円	220,405₽
	満16歳年度初めから満22 までの間にある子1人につる 円加算				,	, .
	職員の居住する借家・借間するための住宅を借り受け 住宅に居住し、月額12,000 家賃を支払っている職員	、現に当該				
住居手当	家賃23,000円以下	家賃-12,000円	同		3,785千円	291,154
	永貞25,000円で起た	(家賃-23,000 円)×1/2+ 11,000円				
	家賃55,000円以上	27,000円				
	1.交通機関等の利用者通動交通機関等の利用を常例と 交通機関等の利用を常例とする により通動するものとした場 距離が片道2km以上である 相当額が55,000円以下に 賃等相当額	さすること、 こと、徒歩 合の通勤 こと運賃等				
	2.自動車等の使用者通勤の 動車等の使用を常例とする により通勤するものとした場 距離が片道2km以上である	こと、徒歩 合の通勤				
通勤手当	~5km	2,000円	異	60km以上の支	0 996 T .III	59,681₽
理勤于ヨ	5km~10km	4,200円	共	給区分の分割	8,236 千円	59,081
	10km~15km	7,100円				
		10,000円				
		12,900円				
		15,800円				
		18,700円 21,600円				
		24,400円				
		26,200円				
		28,000円				
		29,800円				
		31,600円				
	70km∼	45,360円				
管理職手当	本庁の課長 10%~12%				8,614千円	506,706₽
休日勤務手当					- 千円	- 円
	1.世帯主である職員		\ <u> </u>			
寒冷地手当	・扶養親族がいる職員	89,000円		$ \setminus $	10,433千円	49,918円
	・扶養親族がいない職員	51,000円			, 114	,-101
	2.その他の職員	36,800円		\bigcup		

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

	区		分	給	料		月	額	į	等	ř
44							(参考)類似回			 長低額	
給	町		長		650,000	円		920,000	円	585,600	円
		m		(650,000	円)					
料	副	町	長	,	572,000	円、		760,000	円	536,000	円
	議		長	(572,000	円)		400.000	m	227 000	ш
	斑		文	(227,000	円 円)		499,000	円	227,000	円
報	副	議	長	(182,000	円		430,000	H	182,000	円
	D1.1	H4X	X	(102,000	円)		150,000	1.1	102,000	1.1
酬	議		員	(157,000	円		400,000	円	157,000	円
			- 1	(,	円)		,		,	
	町		長	(27年度支給割合	·)						
期	副	町	長		3.10		月分				
末手当	議		長	(27年度支給割合	·)						
当	副	議	長		3.35		月分				
	議		員								
`				(算定方式)			(1期の手当	額)		(支給時期)
退職手	町		長	給料×42/100×在	主任月数		13,104千	円		任期毎	
手当	副	町	長	給料×25/100×花	主任月数		6,864千	円		任期毎	
	倞	Ħ :	考								

6 職員数の状況

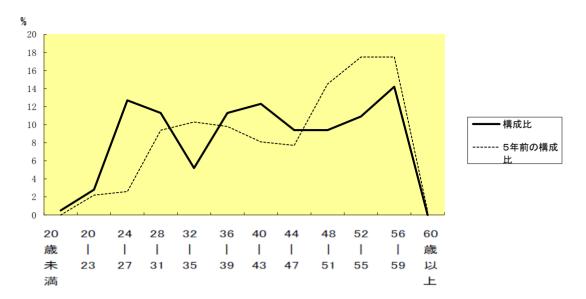
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		分	職	数	対前年	4- M 4- L		
部門	月		平成27年	平成28年	増減数	主な増減	理由	
普通会計	一般行政部	議総税農商土民 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	3 41 14 6 8 9 70	3 44 13 7 8 8 8	$\begin{array}{c} 0 \\ 3 \\ \triangle 1 \\ 1 \\ 0 \\ \triangle 1 \\ \triangle 2 \end{array}$			
会計部門	門	衛生 計 教育部門	18 169 28	18 169 26	0 0 \(\triangle 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類以団体の人口1万人当たり職員数	63.7 50	人 人)
		消防部門	- 20	-	Δ 2			
		小 計	197	195	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たり職員数	73.5 64.41	人人)
公営企業	水道下水流その低		4 3 11	3 3 11	△ 1 0 0			
等部 門	ß , =:		小計 18 17		△ 2			·
	合		215 [271]	212 [271]	△3 []	<参考> 人口1万人当たり職員数	81.12	人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	}	>	>	>	₹	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	6	27	24	11	24	26	20	20	23	30	0	212

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

_							(-	中位 . 八 . /0)
部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政		173	170	167	167	169	169	△ 4 (△2.3%)
教育		33	31	32	32	28	26	△ 7 (△21.2%)
消防		-	-	-	-	-	-	
普通会計計		206	201	199	199	197	195	△ 11 (△5.3%)
公営企業等会計	計	21	19	19	18	18	17	△ 4 (△19.0%)
総合計		227	220	218	217	215	212	△ 15 (△6.6%)

⁽注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

² 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

公営企業職員の状況

(1) 水道事業 ① 職員給与費の状況

	1/\	21°					
区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)	
			質収支		職員給与費比率	26年度の総費用に占	
		A		В	B/A	める職員給与費比率	
27	'年度	千円	千円	千円	%		%
		265,674	67,030	28,909	10.88	8.87	

区 分	職員数		給	与 費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	4	13,848	1,053	5,261	20,162	5,040

(参考)平成26年度平均 一人当たり給与費 4,692

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

_				
	区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
	富士河口湖町	39.8 歳	288,500 円	406,231 円
	団 体 平 均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
	事 業 者	歳		円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士河口湖町		
1人当たり平均支給額(27年度)		
	1,315	千円
(27年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.60	月分
(1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

富士河口湖町						富士河口湖町(一般行政職・団体平均等)				
(支給率)	自己都合		勧奨•定年	:		(支給率)	自己都合		勧奨·定年	Ē.
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分		勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分		勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325	月分	49.59	月分		勤続35年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分		最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
その他の加算措置						その他の加算措置				
(退職時特別昇給)	•定年前早期退職特例	措置(2~20	%)		
1人当たり平均支給額	-	千円	-	千円		1人当たり平均支給額		千円	16,174 千	·円

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

ウ 地域手当

該当なし

工 特殊勤務手当

該当なし

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	7	年	度	決	算)	582 千円
職	員 1	人当	たり	平 均	支	給 年	額 ((27	年 度	決算	[]	145 千円
支	給	実	績	(2	6	年	度	決	算)	369 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (27年度決算)		支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)	
扶養手当				390	千円	32,500	円
住居手当				-	千円	_	円
通勤手当	5(6)「その他の手当」を参照	同		84	千円	3,500	円
管理職手当				-	千円	-	円
寒冷地手当				252	千円	50,300	円